

## 訪問看護ステーションひとつなぎ 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 合同会社 Seed leaf が設置する訪問看護ステーションひとつなぎ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### (指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

### (事業の運営)

第4条 事業の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託を行わないものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

- 1) 名称 訪問看護ステーションひとつなぎ
- 2) 所在地 熊本県八代市福正町 845-7

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は以下の通りとする。

- 1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2) 看護職員等 2.5名以上(管理者を含む)  
理学療法士等 1名以上  
看護職員等は、主治医の指示による事業計画に基づき事業に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- 4 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う事業は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を以下に記載する。
  - 1) 病状・障害の観察、助言
  - 2) 日常生活の看護
  - 3) 療養生活や介護方法についての指導・相談業務
  - 4) 精神・心理的な看護
  - 5) 様々なサービス(社会資源)の使い方相談

- 6) 褥瘡の予防・処置
- 7) カテーテル等の看護
- 8) リハビリテーション
- 9) ターミナルケア
- 10) 医師の指示による医療処置
- 11) 自費訪問看護の提供
- (2) 訪問看護計画書に基づく事業
- (3) 訪問看護報告書の作成

#### **(通常の事業の実施地域)**

第9条 通常の事業の実施地域は、八代市、八代郡の区域とする。

#### **(衛生管理等)**

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

#### **(相談及び苦情への対応)**

第11条 事業者は、利用者からの相談又は苦情に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望並びに苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

- 2 前項の内容について記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 事業者は、提供したサービスに関して、保険者等からの質問・紹介・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

#### **(緊急時等における対応方法)**

第12条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、事故又は病状に急変等の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、指示に従うこととする。また、家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡することとする。

### (指定訪問看護の利用料等)

第13条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道15キロメートル未満 無料

(2) 事業所から片道15キロメートル以上 実費

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 事業の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (秘密の保持)

第14条 事業者及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人の秘密を保持する。

2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

3 事業者は、保険者や医療機関等に対し利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人に関する情報提供を行う場合は、必要に応じて利用者及びその代理人の同意を予め文書で得る。

### (虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

**(その他運営についての留意事項)**

第16条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

2 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、合同会社 Seed leaf と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

**(附則)**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年1月18日改定

令和3年4月1日改定

令和4年12月1日改定

令和6年3月25日改定